

令和3年1月8日

県民・事業者の皆様へ

愛媛県知事 中村 時広

新型コロナウイルス感染症に関する特別警戒期間の設定について

県民・事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、昨日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の1都3県を対象に、緊急事態宣言が発令されました。

全国の感染者数の過半数を占める首都圏の感染拡大が、人の往来に伴い地方に波及しており、県内でも年末年始の人の移動に伴い、これまで感染が集中していた松山市から県内全域に広がる**ことが強く懸念される状況にあります。**

また、昨年12月から強く注意喚起してきました年末年始の会食を通じた感染の拡大が顕著となっており、年代別では、行動的な働き盛り世代を中心に多くの感染が確認され、それが家庭内や職場で広がっています。

このため、現在の感染拡大を収束に転じるためには、的を絞った対策を集中的に行う必要があります、本日から1月26日までを「特別警戒期間」として、別添のとおり、**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染回避行動を要請**させていただきました。

県民や事業者の皆様におかれましては、さらに一段階上の緊張感を持って、**感染回避行動を徹底**していただき、この波を「チーム愛媛」で乗り越えるため、御理解・御協力をお願いします。

なお、会食につきましては、**飲食店での会食はもとより、親しい方々による御自宅等での会食にもくれぐれも御注意**いただきますようお願いいたします。

また、事業者、**特に飲食店の皆様**におかれましては、これまで、コロナ禍において、様々な経営上の困難に直面されてきたことと推察しますが、このたび要請させていただきました**営業時間の短縮につきまして、感染拡大防止のための必要な措置であることを御理解**いただき、ぜひ御協力いただきますようお願いいたします。

特別警戒期間への切り替えについては、本日の記者会見でご説明しましたので、県民の皆様におかれましては、以下の2次元コードから、本日の会見の録画データをご覧いただきますようお願いいたします。



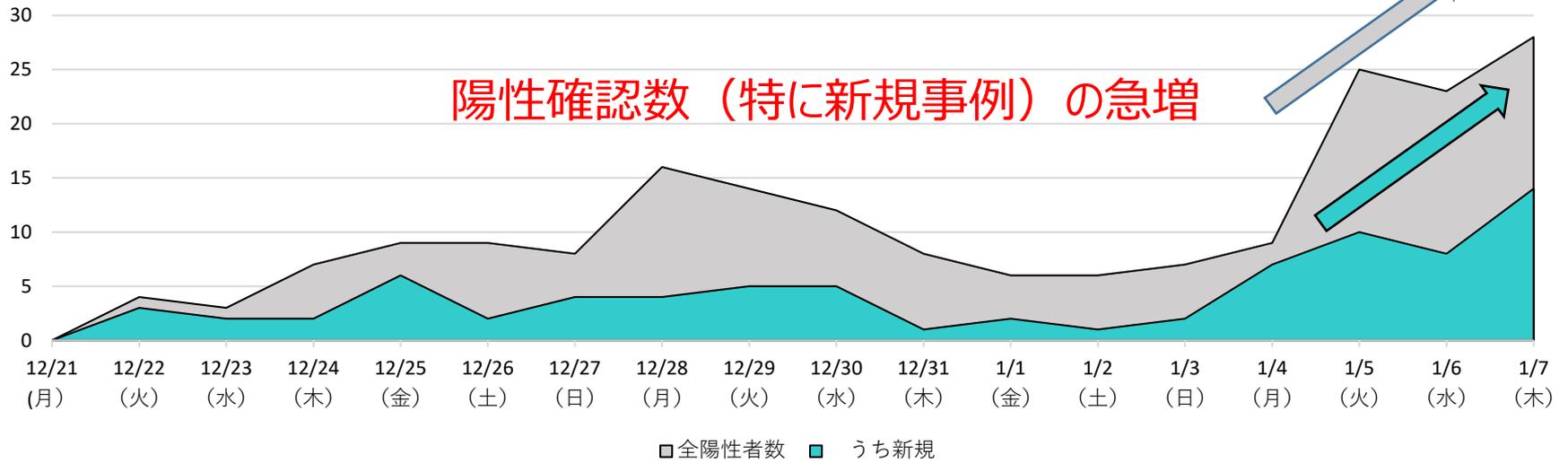
「感染警戒期」

～ 特別警戒期間 ～

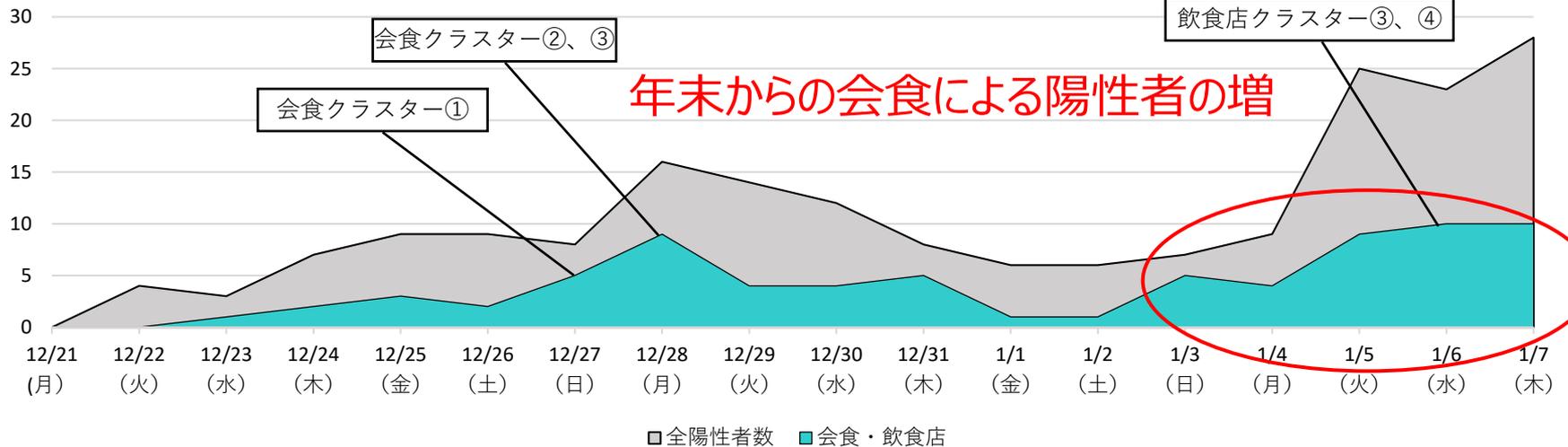
1月8日(金)～1月26日(火)

12月下旬からの陽性者数の推移

全陽性者数（うち新規陽性者数）



全陽性者数（うち会食・飲食店）

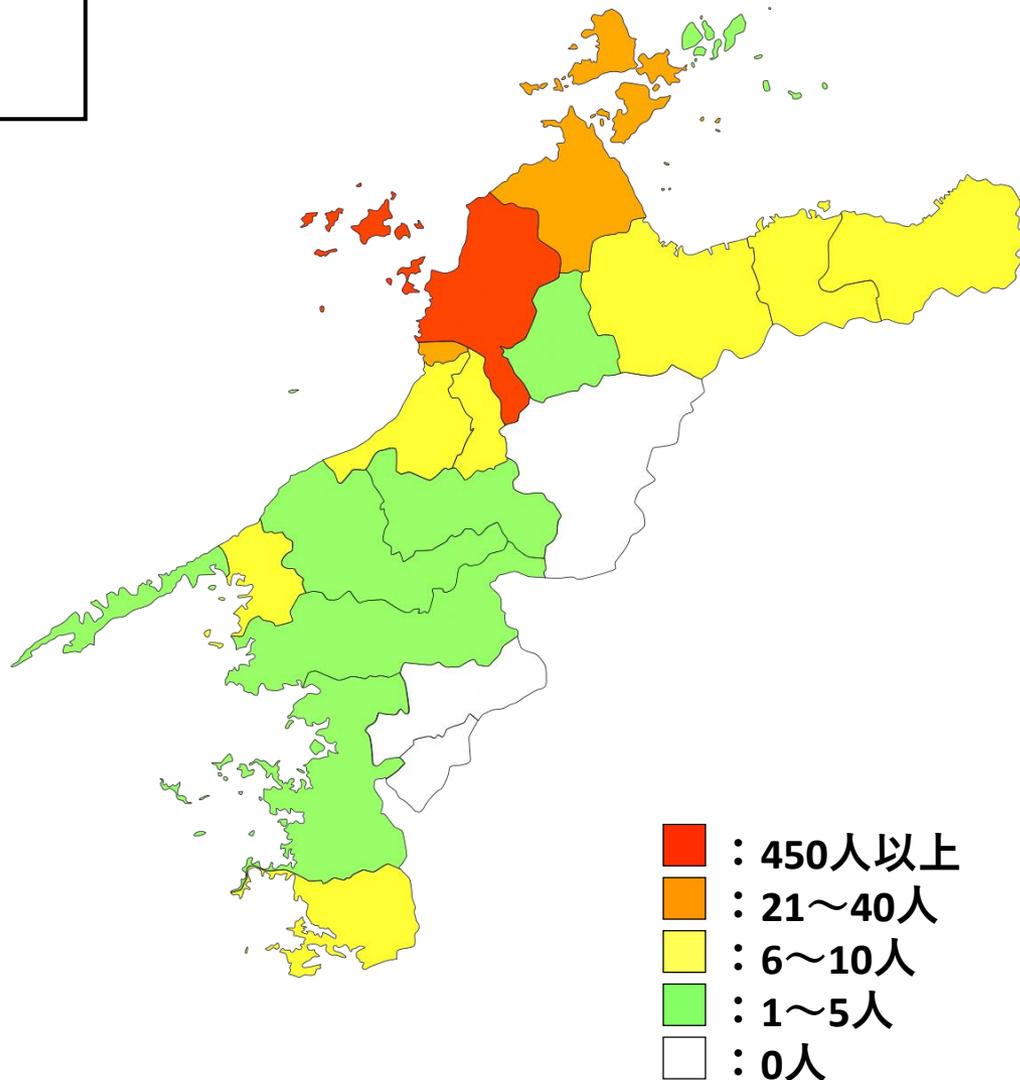


愛媛県内の市町別陽性者の状況（1月7日時点）

- ・ 愛媛県： **607人**（1/7：24時時点）
（1月以降 136人）
- ・ 国内： **258,393人**（1/6：24時時点）

陽性者数	市町名
450人以上	松山市
⋮	
21～40人	今治市、松前町
6～10人	四国中央市、新居浜市、 西条市、伊予市、 砥部町、八幡浜市、 愛南町
1～5人	上島町、東温市、 大洲市、西予市、 内子町、伊方町、 宇和島市
0人	久万高原町、松野町、 鬼北町

県外在住 16人



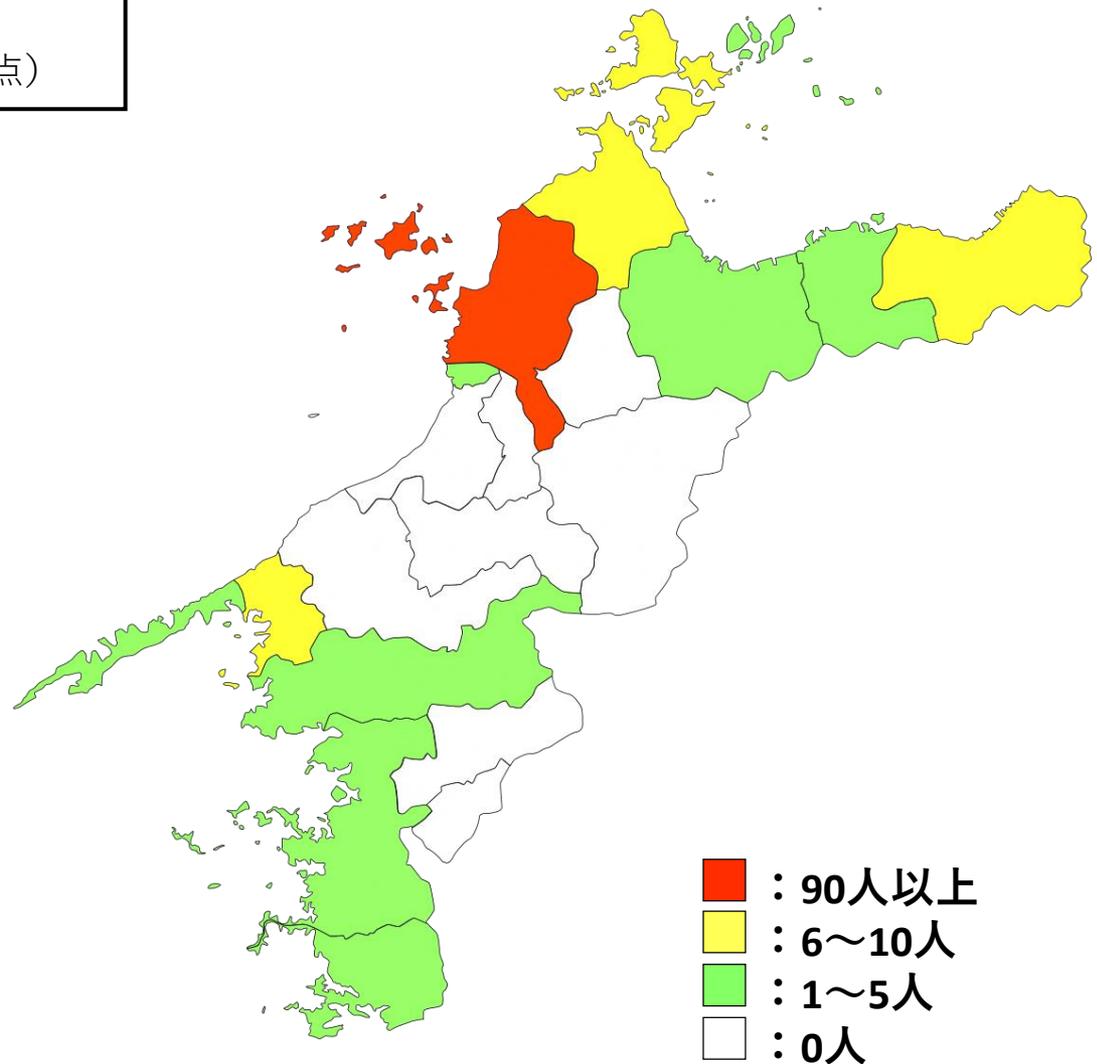
（陽性者の居住地をもとに集計）

1月以降の市町別陽性者の状況（1月7日時点）

- ・ **愛媛県**： **136人**（1/7：24時時点）
（累計 607人）
- ・ **国内**： **258,393人**（1/6：24時時点）

陽性者数	市町名
90人以上	松山市
⋮	
6～10人	四国中央市、今治市、 八幡浜市
1～5人	新居浜市、西条市、 上島町、松前町、 砥部町、西予市、 伊方町、宇和島市、 愛南町
0人	東温市、伊予市、 砥部町、久万高原町、 大洲市、内子町、 松野町、鬼北町

県外在住 6人

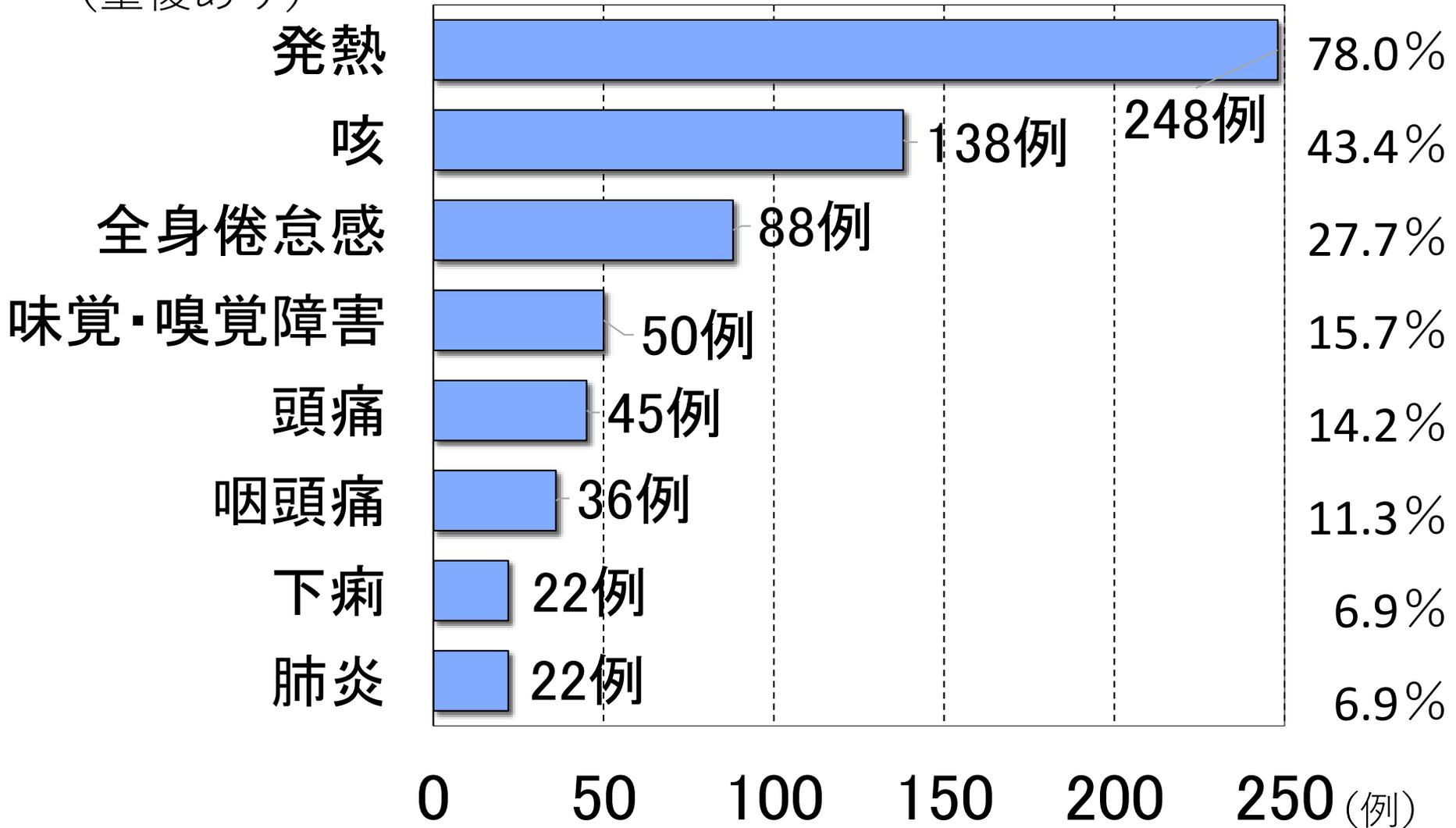


■ : 90人以上
■ : 6～10人
■ : 1～5人
■ : 0人

（陽性者の居住地をもとに集計）

発症者の主な症状（県内）

▶ 1月3日までに届出のあった493例のうち、症状のあった318例の内訳（重複あり）



感染拡大要因

○ 全国の感染状況・・・首都圏を中心として全国的に感染が拡大

- ・ 連日、感染者数が過去最多を更新（7, 569名：1/7公表時点）
- ・ そのうち首都圏1都3県が半数以上を占める状況（全国のうち53.3%）

⇒1月8日、政府により「緊急事態宣言」を発令（首都圏1都3県を「特定都道府県」に指定）

○ 本県の感染状況・・・市中感染のまん延の一步手前（松山市を中心に瀬戸際）

・ 陽性確認数の急増

新規事例の数、週間あたりの陽性数・陽性率が上昇傾向、松山市以外でも感染拡大の兆候

・ 感染拡大地域との往来による感染が増加傾向

・ 会食（いわゆる「飲み会」）による感染⇒職場や家庭内での二次感染の傾向が顕著

感染事例のうち、会食の占める割合：35.7%（1/7公表分）

・ 年末・年明けの感染拡大の3つのリスクの増大

感染リスク1（12月下旬の職場や友人間の会食などでの感染）

感染リスク2（年末年始の家庭内・親族間での感染）の影響が顕著

感染リスク3（職場や新年会などでの感染拡散）が顕在化する兆し

・ 医療現場への負荷増大

入院患者数がステージⅢの判断基準をすでに大きく超過

「特別警戒期間」の設定

○ 本県の直面するリスク

- 特定都道府県（1都3県）など感染拡大地域との往来によるウイルスの持ち込み、持ち帰り
- 会食（いわゆる「飲み会」）での感染、それによる職場や家庭内感染の増大
- 感染リスク3（職場や新年会などでの感染拡散）の顕在化
- 社会経済活動再開後の感染者の急増とそれによる医療現場の崩壊

現在の「ステージⅡ（感染者の急増）」から、「ステージⅢ（市中感染のまん延）」、さらには「ステージⅣ（爆発的な感染拡大）」に向かう懸念あり



《専門家の意見》

- 今後の感染拡大が危惧され、より強い対策が必要
- 医療への負荷が大幅に高まり、県民への医療にも支障が出る懸念

直面するリスクを回避し、感染拡大を防ぐため、1月8日（金）から1月26日（火）まで、「感染警戒期」における「特別警戒期間」として対策を強化（状況に応じて延長）

感染拡大を防ぐための要請内容

特定都道府県（1都3県）を対象とした緊急事態宣言及び基本的対処方針、及びこれまでの本県の感染状況等を踏まえ、感染拡大を防ぐため、次のとおり要請する。

I 感染拡大地域との往来による感染リスクへの対処

【県民・事業者】

○感染拡大地域（特定都道府県）への不要不急の往来や出張の自粛

※やむを得ない往来や出張（物流等の社会インフラ関係、受験、医療、冠婚葬祭等）は、感染回避行動を徹底

※その場合、帰県後2週間は、体調管理に留意し、懇親会等の自粛など感染回避行動を徹底

[期間] 令和3年1月8日(金)～ 1月26日(火)

[根拠] 行動自粛の協力要請、事業活動における協力要請【特措法第24条9項】

【事業者】

○テレワークや時差出勤等の一層促進

※業務時間における感染リスクを減らし、執務中のソーシャルディスタンスを保つ

[期間] 令和3年1月8日(金)～ 1月26日(火)

[根拠] 事業活動における協力要請【特措法第24条9項】

感染拡大を防ぐための要請内容

Ⅱ 会食（いわゆる「飲み会」）での感染リスクへの対処

【事業者】

○ 酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請

[対象] 松山市内に所在する食品衛生法の飲食店営業許可を受け、
屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗

[内容] 営業5～20時まで、酒類提供19時まで

[期間] 令和3年1月13日(水)20時～1月26日(火)24時

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

○ 営業時間短縮に協力した飲食店に対して、1店舗あたり 28万円の協力金を支給（全期間協力した店舗に限る）

【県民】

○ 会食（いわゆる「飲み会」）に関して、次の事項に注意

- 大人数（5人以上）、長時間の会食は行わない
- 体調不良の方は会食に参加しない、させない
- 感染拡大地域での滞在など、2週間以内に感染リスクの高い行動をとっている方は、会食を避ける

[期間] 令和3年1月8日(金)～1月26日(火)

[根拠] 行動自粛の協力要請【特措法24条9項】

感染拡大を防ぐための要請内容

Ⅲ 社会経済活動の再開による感染リスクへの対処

【県民・事業者】

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

※「5つの場面」： ①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話
④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

[期間] 令和3年1月8日(金)～1月26日(火)

[根拠] 行動自粛の協力要請【特措法24条9項】

【事業者】

○ 「3つの密」の回避に向けた業種別ガイドラインの実践

[期間] 令和3年1月8日(金)～1月26日(火)

[根拠] 事業活動における協力要請【特措法24条9項】

【医療機関・高齢者施設等】

○ 面会は時間や人数を制限し、厳重な感染予防策を実施

[内容] ①施設の特性を踏まえ、患者・利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
②面会時は厳重な感染予防策を実施

[期間] 感染警戒期中

[根拠] 協力依頼

感染拡大を防ぐための要請内容

Ⅲ 社会経済活動の再開による感染リスクへの対処

【県立学校】

- 授業や部活動において、身体接触を伴う活動等は、学校長の許可の下、健康観察や3密回避を徹底し注意をして実施
- 近隣校以外との練習試合は禁止（特に松山市内の学校は厳選する。）
【期間】 感染警戒期中

- 年末年始の人の移動等の影響が収まるまでの間は、身体接触を伴う活動等は極力控える
【期間】 1月26日(火)まで

【公共施設、イベント等】

- 感染防止対策の徹底
- 接触確認アプリ（COCOA）、えひめコロナお知らせネットの活用

感染拡大を防ぐための経済対応

○ 営業時間短縮要請に応じた飲食店に対する協力金

- ・対象エリア：松山市全域
- ・対象業種：酒類を提供する飲食店（キャバレー、ホストクラブ、カラオケ、ライブハウス等を含む）
- ・時短要請期間：1 / 13（水）20：00～1 / 26（火）24：00
※営業時間は5～20時まで、酒類の提供は19時まで
- ・協力金：1店舗あたり28万円（全期間に協力した店舗に限る）
- ・執行窓口：松山市（地域経済課）

○ 宿泊施設等が県民にテレワーク環境を提供する際の協力金

- ・対象者：県内の旅館・ホテル等の事業者（テレワークプランの事前登録が必要）
- ・協力金：県民1人1日1室ごとに3,000円を上限×利用件数
県民向けテレワークプランの設定に対し1事業者あたり30,000円（利用実績ゼロの場合は交付なし）
- ・事業実施期間：1 / 8（金）～2 / 28（日）

○ 飲食関係団体が行う感染拡大予防ガイドラインの実践・徹底への支援

- ・（一社）愛媛県生活衛生同業組合連合会が実施するガイドライン徹底のための巡回指導等の経費を補助
- ・実施内容：県内の飲食店1,500店舗を目標に、準備が整い次第巡回指導
チェックシートにより個別店舗を確認・指導し、確認済を示すステッカーを配布

Go To キャンペーンに対する対応

○ Go To イート

【食事券発行事業者に要請】

- 対象期間：1月26日まで
- 食事券の新規販売停止の延長(12/28～1/11 → 1/26まで)
- 5人以上での利用の制限
- 購入済みの食事券は引き続き利用可能であるが、普段から接触のある身近な方やテイクアウトでの利用の推奨

○ Go To トラベル・県内宿泊旅行代金割引

【Go To トラベル】

- 全国：一時停止の延長(12/28～1/11 → 2/7まで)

【県内宿泊旅行代金割引】

- 対象期間：1月31日までで変更なし
- 県民：利用可
- 県外（四国3県、中国5県、大分、宮崎）：割引対象外

今後、特に注意していただきたいこと

- 症状が出た方は通勤、通学など外出を避けるとともに、かかりつけ医等に連絡の上、受診をしていただきたい。
 - ※ 症状は発熱が中心だが、発熱を伴わない場合もあるので、風邪症状全般に気を付けて。
 - 県内でも感染の懸念が高まっている。
この期間は、「外に出てはいけない」というよりも、「十分な栄養と睡眠をとる期間」と考えていただきたい。
- 免疫機能を高めて、ウイルスに打ち勝つことが重要である。